

札幌市建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
2. 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受託者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、担当職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

なお、本文中の契約約款とは札幌市財政局管財部契約管理課所管「札幌市委託業務契約約款（建築設計）」をいう。

1. 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は主任設計者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約約款第14条の規定に基づき、委託者が定めた業務主任及び業務内容により定めた業務員をいう。
2. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、契約約款第34条第2項の規定に基づき、委託者が定めた者をいう。
3. 「主任設計者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約約款第15条の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
4. 「契約図書」とは、契約書、契約約款及び設計仕様書をいう。
5. 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
6. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答した書面をいう。
7. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
8. 「別冊の図面」とは、契約に際して委託者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
9. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
10. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
11. 「特記」とは、1. 1 の2. の(1)から(4)に指定された事項をいう。
12. 「指示」とは、担当職員又は検査員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、委託者又は受託者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

15. 「報告」とは、受託者が委託者又は担当職員若しくは検査員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受託者が委託者又は担当職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、委託者又は担当職員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
18. 「提出」とは、受託者が委託者又は担当職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
20. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために主任設計者等と担当職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
24. 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
25. 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受託者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約書に定める日から設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、主任設計者が設計業務の実施のため担当職員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計方針の策定等

1. 受託者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び担当職員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、担当職員の承諾を得なければならない。
2. 受託者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

1. 受託者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という）は、特記による。
2. 受託者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

1. 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届と主任設計者通知書を、契約締結後5日以内に業務日程表を、担当職員を経て委託者に提出しなければならない。
2. 共通仕様書において、書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3. 受託者が委託者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、担当職員の指示によるものとする。
4. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ担当職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を担当職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続き行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を担当職員に提出しなければならない。

3. 5 業務計画書（様式－1）

1. 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は特記による。特記がない場合は、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務一般事項
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務体制（主任設計者、担当設計者等）
 - (4) 業務方針
3. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 担当職員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

受託者は、契約約款の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 7 再委託

1. 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約約款の規定により、再委託してはならない。
2. 受託者は、コピー、ワープロソフト等による文書作成、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。

3. 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、様式2-1により委託者の承諾を得なければならない。
4. 受託者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が札幌市競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
5. 受託者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面をさらに詳細な業務計画に係る資料として、担当職員に提出しなければならない。
6. 受託者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合においても必要な措置を講じなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受託者は、契約約款第12条に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を委託者が指定した場合は、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。

3. 9 担当職員

1. 委託者は、契約約款第14条第1項の規定に基づき、担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 担当職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 担当職員の権限は、契約約款第14条第2項に規定する事項とする。
4. 担当職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 担当職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。

3. 10 主任設計者

1. 受託者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき、主任設計者を定め委託者に通知しなければならない。なお、主任設計者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 主任設計者の資格要件は、特記による。
3. 主任設計者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 主任設計者の権限は契約約款に規定する事項とする。ただし、受託者が主任設計者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、委託者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 主任設計者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に関連しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

3. 11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
2. 受託者は、貸与品等の必要が無くなった場合は、速やかに担当職員に返却しなければならない。
3. 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意を持って取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受託者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を担当職員に報告しなければならない。
3. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を担当職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、主任設計者と担当職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、主任設計者と担当職員は打合せを行うものとし、その結果について、主任設計者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 15 条件変更等

受託者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、委託者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約約款第22条第1項の規定に基づき、速やかに委託者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3. 16 一時中止

委託者は、次の各号に該当する場合は、契約約款第24条第1項の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受託者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受託者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受託者が契約図書に違反し、又は担当職員の指示に従わない場合等、担当職員が必要と認めた場合

3. 17 履行期間の変更

1. 受託者は、契約約款第27条の規定により、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
2. 受託者は、契約約款第28条の規定により、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 18 修補

1. 受託者は、担当職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。

3. 19 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合には、あらかじめ担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行うものとする。
3. 受託者は、設計仕様書に規定がある場合又は担当職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行わなくてはならない。

3. 20 検査

1. 受託者は、設計業務が完了したとき、及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは検査を受けなければならない。
2. 受託者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに、指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、担当職員に提出しておかなければならない。
3. 検査員は、担当職員及び主任設計者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務成果物の検査
 - (2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する。）

3. 21 引き渡し前における成果物の使用

受託者は、契約約款第36条第1項の規定に基づき、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を委託者に提出するものとする。

3. 22 加入すべき保険

加入すべき保険がある場合は特記による。その他業務遂行のために必要と思われる保険については、受託者の責任で加入しなければならない。

3. 23 建築積算資格者の活用

積算業務に際しては建築積算有資格者の活用を図るよう努めなければならない。

令和 年 月 日

業 務 計 画 書

札幌市長

様

(住所)

受託者

(氏名)

下記の業務について、業務計画書を提出しますので、承諾くださるようお願いいたします。

記

1 業務番号 () 第 号

業 務 名

2 提出書類

- (1) 業務一般事項
- (2) 業務工程計画
- (3) 業務体制届出書
- (4) 業務方針

第 号

令和 年 月 日

再委託承諾通知

様

札幌市長

業務番号 () 第 号

業務名

履行期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日	
業務概要		
再委託に付する業務	再委託先住所氏名（会社名及び代表者名）	電話番号等

※再委託する事項については具体的に記載すること。（例：構造設計、数量積算など（但し総合的企画判断は除く））

上記の事項について承諾したので通知します。